

相続

贈与

家族信託

首都圏並みのスキームで道内富裕層の資産防衛

「首都圏で当たり前の情報を本道の富裕層の方にも提供し、節税対策の一助になりたい」と川股修二理事長。

1996年創業のあすか税理士法人は、新さつぽろのほか大通と千歳市の4拠点を設けている。職員35人のうち8人が税理士で、法人500超、個人100超の顧客を有している。

代表の川股理事長は法学博士で、租税法学会で最も権威ある「日税研究賞奨励賞」を受賞した。話題となった72億円の大ズレ馬券を巡る訴訟の補佐人も務めるなど租税訴訟に強い。

共同代表として名前を連ねる加藤知子税理士は、10億円以上の相続税申告や数千万円の消費税還付など、高度案件の受託実績が豊富だ。また大通事務所の所長である米田明広税理士は、不動産業界に精通。節税策などでサラリーマン大家から絶大な信頼がある。

あすか税理士法人

札幌市中央区南1条西10丁目4-163 ☎0120-166-690
<http://www.asuka-zeirishi.com/>



川股修二

かわまた・しゅうじ／税理士、行政書士、ファイナンシャルプランナー。北海道大法学部研究科博士課程修了。法学博士。日本税法学会会員。第38回日税研究賞奨励賞を受賞。



加藤知子

かとう・ともこ／大通Forté事務所所長。2008年税理士登録。日本税法学会会員。租税訴訟学会会員。第17回租税資料館奨励賞を受賞。法学修士。事業承継や相続対策が得意。



米田明広

よねた・あきひろ／大通事務所所長。専修大学商学部卒業。2011年税理士登録。法学修士。累計200社以上の経営指導に携わる。

現在力を入れているのが資産税対策。資産規模が大きいほど納税額は大きくなる。

「例えばアパートなどの投資用物件は一般社団法人の所有にすることで、個人所得税や不動産流通税などを大幅に圧縮できます。また今年1月の改正で課税対象者が増えた相続税も一般社団法人に家族信託を組み合わせることで納税額を大幅に抑えられます」と川股理事長。

家族信託は、家族間の信託契約で新しい財産管理の方法として注目されており、遺言や成年後見人以上に柔軟な運用ができる。例えば、民法上は父の資産は嫁や息子が相続する権利を持つが、家族信託を結べば生まれていない孫、甥などに受け渡したり、その金額や時期、方法まで指定できる。生前から効果を発揮するので生前贈与としても使いやすい。

こうしたさまざまスキームは首都圏などではよく知られているが、道内で運用できる税理士は極めて少ない。セカンドオピニオンとして川股理事長を頼る資産家も増えている。同事務所ではこれらの高度な節税策を学べる「50歳からの相続学校」を実施。今年3月には相続や贈与専門の相談センター「大通Forté」も開設した。落ち着いた雰囲気好評だ。